

ロシア連邦

連邦法

連邦法「連邦法『ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について』およびロシア連邦の幾つかの法令の、貸付契約、借入契約の条件変更の特徴に関する改正について」第6条および第7条、ならびに連邦法「ロシア連邦の幾つかの法令の改正について」第21条の改正について

国家院により採択

2022年3月11日

連邦院により承認

2022年3月11日

第1条

2020年4月3日付連邦法第106-FZ号「連邦法『ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について』およびロシア連邦の幾つかの法令の、貸付契約、借入契約の条件変更の特徴に関する改正について」（ロシア連邦法令集、2020年、第14号、掲載番号2036；ロシア新聞、2022年、3月10日）に以下の改正を加える：

1) 第6条：

a) 第7項および第8項を以下の文言とする：

「7. 借主は、本条第1項に記載のある請求を提示するにあたり、本条第1項第2号に記載のある条件の順守を証明する書類を添付する権利を有する。貸主は、税および賦課金に関する法令の順守に対する監督および監査に係る機能を遂行する連邦執行権力機関、ロシア連邦年金基金、ロシア連邦社会保険基金、連邦強制医療保険基金に対し、当該条件の順守を証明する情報を照会する権利を有する。当該の請求を送付した貸主は、本条第1項第2号に記載のある条件の順守を証明する書類を借主に照会する権利を有さない。前記の情報の提供に対する借主の同意は、当該の借主が本条第1項に記載のある請求を送付した時点より得られたものとみなす。貸主は借主に対し、前記の照会を送付した旨を通知する義務、ならびに、照会に基づき取得した情報の内容について、当該の情報が、借主が提示した本条第1項に記載のある請求が本条第1項第2号に記載のある条件に適合していないことを示すものである場合には、当該情報の内容を通知する義務を負う。この場合、借主は本条第1項第2号に記載のある条件の順守を証明する書類を提示する権利を有するものとし、本条第6項に記載のある期日は、本条第1項第2号に記載のある条件の順守を証明する書類を借主が提示した日より起算するものとする。

8. 本条第1項に記載のある借主の請求の審査を目的として、貸主は、当該の請求を受領した日の翌2営業日を超えない期間内であれば、本条第1項第2号に記載のある条件の順守を証明する書類を借主に照会する権利を有する。この場合、本条第6項に記載のある期日は、照会のあった書類を借主が提示した日より起算するものとする。」；

b) 第12項の文言「本条第6項」の後に文言「または証明する書類の提示に関する照会」を、文言「借主の請求」の後に文言「拒否事由を明記したうえで」を追加する；

c) 第 18 項の文言「算出され」の後に文言「および公表され」を追加し、文言「本条第 1 項に記載のある請求を借主を送付した日に設定された」を文言「2022 年第 2 四半期に適用される」に置き換える；

d) 第 25 項の文言「算出され」の後に文言「および公表され」を追加し、文言「本条第 1 項に記載のある請求を借主を送付した日に設定された」を文言「2022 年第 2 四半期に適用される」に置き換える；

e) 第 28 項の文言「13、15、および 30」を、文言「13 および 15」に置き換える；

f) 第 29 項および第 30 項を失効したものとみなす；

g) 第 31 項の文言「本条第 7 項に従った猶予期間の設定の確認後、貸主は」を、文言「貸主は」に置き換える；

h) 第 32 項の文言「本条第 7 項に従った猶予期間の設定の確認後」を削除する；

2) 第 7 条に以下の内容の第 17 項を追加する：

「17. 本条の規定は、債権の発行によって締結された借入契約には適用しない。」。

第 2 条

2022 年 3 月 8 日付連邦法第 46-FZ 号「ロシア連邦の幾つかの法令の改正について」（ロシア新聞、2022 年、3 月 10 日）第 21 条第 1 項に以下の改正を加える：

1) 第 1 段落の文言「12 月」を、文言「8 月」に置き換える；

2) 第 2 項および第 3 項を失効したものとみなす；

3) 第 6 項を以下の文言とする：

「6) 公共株式会社の取締役会（監査役会）が、本条の要件に従い当該会社が発行した株式の取得に関する決定を採択した場合。公共株式会社による自社株式の取得に関する情報は、採択された株式取得決定に定めのある場合には、重要事実通知の形で開示しなくともよく、当該の決定に定めのある期日に開示することが可能である。」。

第 3 条

2022 年 12 月 31 日より前まで、以下のとおりとする：

1) 1995 年 12 月 26 日付連邦法第 208-FZ 号「株式会社について」第 84 条第 1 項、第 91 条第 2 項および第 3 項に定めのある情報および書類にアクセスする権利、ならびに同連邦法第 71 条第 5 項第 1 段落、第 79 条第 6 項、第 84 条第 1 項に従い裁判所に提訴する権利は、会社の議決権付き株式の合計 5%以上を保有する複数の株主（1 人の株主）が有するものとする；

2) ロシアの保険事業者は、非友好国の者である保険事業者、再保険事業者、および保険仲介業者との間で、ならびに非友好国の者の支配下にある保険事業者、再保険事業者、および保険仲介業者との間での取引の締結を禁止される。本項に定めのある禁止事項は、ロシアの保険事業者が、本連邦法の発効日より前までに締結された契約に基づく金銭を本項に記載のある者に送金する場合に適用する。ただし例外として、ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）が交付した許可に基づく場合には、本項に記載のある行為の遂行を可能とする；

3) 1992年11月27日付連邦法第4015-I号「ロシア連邦における保険事業者について」第13条の3第1項を根拠とした再保険事業者（保険事業者）による国家再保険会社への出再の対象とならない債務は、ロシア銀行取締役会の決定をもってこれを定めることが可能である；

4) ロシア連邦の法令またはロシア銀行の規范文書に従い開示および（または）提供の対象となる信用機関、非信用金融機関、および金融市場における専門サービスを提供する機関の情報であって、信用機関、非信用金融機関、および金融市場における専門サービスを提供する機関が開示しない権利および（または）提供しない権利を有する情報のリスト、ならびにロシア連邦の法令またはロシア銀行の規范文書に定めのある情報であって、ロシア銀行が情報通信ネットワーク「インターネット」の自らの公式サイト上で開示しない権利を有する情報のリストは、ロシア銀行取締役会の決定をもってこれを定めることが可能である；

5) 1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第92条の2を根拠として、および（または）1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第30条の1第6項を根拠として、および（または）2010年7月27日付連邦法第224-FZ号「インサイダー情報の違法な利用および市場操作への対策について、ならびにロシア連邦の幾つかの法令の改正について」第8条第1項の2を根拠として、株式（持分）が連邦所有下にある国営会社、国営企業、および経済活動主体がロシア銀行に対し、開示および（または）提供されない情報を含む通知を送付する場合には、ロシア銀行への送付日までに国有資産の管理に対する権限を有する連邦執行権力機関にも当該通知を送付しなければならない。ロシア銀行は、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第92条の2を根拠として、および（または）1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第30条の1第6項を根拠として、および（または）2010年7月27日付連邦法第224-FZ号「インサイダー情報の違法な利用および市場操作への対策について、ならびにロシア連邦の幾つかの法令の改正について」第8条第1項の2を根拠として送付されてきた、インサイダー情報をはじめとする、開示および（または）提供されない情報を含む通知の写しを、ロシア連邦財務省、ロシア連邦会計検査院に対し、当該機関の照会に基づき引き渡すものとするが、ただし、ロシア連邦財務省、ロシア連邦会計検査院に対し、当該機関の照会に基づき国有資産の管理に対する権限を有する連邦執行権力機関が引き渡した通知の写しに関してはこの限りではない。国有資産の管理に対する権限を有する連邦執行権力機関、ロシア連邦財務省、ロシア連邦会計検査院は、自らが受領した通知（通知の写し）に含まれている情報の機密を保持する義務を負う；

6) 公認銀行である信用機関は、鋳塊状の貴金属を外貨と引き換えに自然人に売却する権利を有する。

第4条

1. 本連邦法はその公布日より効力を発する。

2. 2020年4月3日付連邦法第106-FZ号「連邦法『ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について』およびロシア連邦の幾つかの法令の、貸付契約、借入契約の条件変更の特徴に関する改正について」（本連邦法の文言による）第6条および第7条の規定は、本連邦法の発効日より前までに締結された貸付契約（借入契約）により生じる権利関係に適用する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月14日

第 55-FZ 号